

行為は、相手方がその目的を知り、または知ることができたときは、無権代理行為とみなされます。

(設問)

AはBにCと交渉する代理権を与えた。しかしBは契約締結後、契約金を着服して姿を消した。この場合、AとCの契約は有効か？なお、CはBの真意を知っていた。

上記の設例においてBの主観的な問題は別にして、客観的に見れば代理権の範囲で契約締結をしています。しかし、相手方CがBの真意を知り or 知ることができたときまで契約を有効にするのはAがかわいそうです。

そこで、このような場合はAを保護します。つまり、原則は有効ですが相手方がBの真意について**悪意**または**善意有過失**の場合は、無権代理の効果と同じく**無効**です。

設問
無効

(4) 代理権の消滅事由 (111条1項、2号、653条2号)

以下の事由が発生すると、代理権が消滅します。

	本人			代理人
	死亡で消滅	破産で消滅	後見開始の審判で消滅	死亡・破産・後見開始の審判で消滅
法定代理	する	しない	しない	する
任意代理	する	する	しない	する

※1 死亡

本人か代理人が死亡したら代理する人がいなくなりますので消滅するのは当然です。

※2 破産

破産すると経済的信用を失うため消滅します。ただし法定代理は『親が子を代理する』というような場合なので経済的信用は関係ないため消滅しません。

※3 後見開始の審判

本人の後見開始は「そもそも後見開始するような人は代理人のバックアップが必要だろう」ということで消滅しません。

しかし、代理人が後見開始した場合は「判断能力が低下した人を代理人としてたておくわけにはいかない」ということで消滅します。



ワン！ポイント 「無効」

上記の事由によって代理権が消滅した後に売買契約が締結された場合、無権代理行為となり無効になります。